

船員法施行規則の一部改正について

平成 18 年 4 月
海事局船員労働環境課

1. 改正の背景

船員法（昭和 22 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 14 条の 4 において、航海の安全の確保のために船長が遵守すべき事項について省令に委任しており、船員法施行規則（昭和 22 年運輸省令第 23 号。以下「規則」という。）第 3 条の 9 第 2 項において、船長が毎週 1 回の点検を行わなければならない救命設備について規定しています。また、法第 18 条において、船長は航海日誌等の書類を船内に備え置かなければならないこととされており、航海日誌に記載しなければならない事項は、規則第 11 条第 2 項に定められています。

2004 年 5 月に、貨物船の救命艇（自由降下式救命艇を除く。）について、格納位置から移動することによる点検を、毎週 1 回行わなければならない点検事項として新たに加えるとともに、毎週 1 回の点検について航海日誌に記載しなければならないとする旨の SOLAS 条約の改正が行われ、本年 7 月に発効することとされています。これを踏まえ、規則においてこれらの義務を規定することを検討しています。

2. 改正の概要

- (1) 貨物船の救命艇（国内航海船等に備え付けられているもの及び自由降下式救命艇を除く。）について、格納位置から移動することによる点検を、毎週 1 回行わなければならない点検事項として新たに加えることを検討しています。
- (2) 毎週 1 回行われる点検について、航海日誌に記載しなければならないことを検討しています。

3. 今後の予定

公 布：平成 18 年 6 月中旬
施 行：平成 18 年 7 月 1 日